

平成24年4月1日改訂

長野県社会福祉総合センター
指定管理者 ビジニナルグループ

通則第4号

長野県社会福祉総合センター個人情報保護方針

(目的)

第1条

この方針は、本ビジニナルグループの個人情報の保護に関する基本方針を定めることを目的とする。

- 2 県との基本協定書第28条第1項の規定に従って、個人情報の保護を図るための必要な措置を講じるための基本方針を定めることを目的とする。

(個人情報保護方針)

第2条

本ビジニナルグループの個人情報保護方針を、別記第1に定める。

(個人情報保護規定)

第3条

本方針を実行するため、個人情報保護規定（通則第7号）を定める。

(方針管理責任者)

第4条

個人情報保護方針の管理責任者は、次長とする。

(改廃)

第5条

本方針の改廃は、室長が改廃案を作成し、文書基本規定（通則第1号）第10条第1号の規定と同様に扱うものとする。

附則

従前の長野県社会福祉総合センター個人情報保護方針は、廃止する。

附則の2

本方針は平成18年4月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附則の3

本規定の平成21年4月1日の改訂は平成21年4月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附則の4

本規定の平成24年4月1日の改訂は平成24年4月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

別記第1（通則第4号）

平成24年4月1日改訂

個人情報保護に関する方針

長野県社会福祉総合センターの指定管理者ビジニナルグループは、以下の方針に基づき個人情報の保護に努めます。

- 1 個人の人格尊重の理念のもとに、関係法令等を遵守し、実施するあらゆる業務において、個人情報を慎重に取り扱います。
- 2 個人情報を適法かつ適正な方法で取得します。
- 3 個人情報の利用目的をできる限り特定するとともに、その利用目的の範囲でのみ個人情報を利用します。
- 4 あらかじめ明示した範囲及び法令等の規定に基づく場合を除いて、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供しません。
- 5 個人情報を正確な状態に保つとともに、漏えい、滅失、き損などを防止するため、適切な措置を講じます。
- 6 本人が自己の個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止を求める権利を有していることを確認し、これらの申出があった場合には速やかに対応します。
- 7 個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ速やかに対応します。
- 8 個人情報を保護するために適切な管理体制を講じるとともに、役職員及び指定管理者構成団体の役職員の個人情報保護に関する意識啓発に努めます。
- 9 この方針を実行するため、個人情報保護規程（通則第7号）を定め、これを役職員及び指定管理者構成団体の役職員に周知徹底し、確実に実施します。

平成24年4月1日

長野県社会福祉総合センター
指定管理者 ビジニナルグループ

代表団体 株式会社ビジニナル・サービスセンター
代表取締役 小林 はつ江

構成団体 特定非営利活動法人アールあいビルアセスメント
理事長兼長野事務所代表 大島 常朗